**農地売買契約書**

売主○○（以下「甲」という）と、買主○○（以下「乙という」）は、次の土地（以下、「本件農地」という）につき、売買契約を締結した。

　　　　　　所在

　　　　　　地番　　　　　　番

　　　　　　地目　　　　　　畑

　　　　　　地積　　　　　　㎡

第１条（売買及び売買代金）

甲は、乙に対し、本件農地を、農地法第３条に定める許可を受けることを条件として、金　　　　円で売り渡し、乙は、これを買い受けた。

第２条（手付）

乙は甲に対し、本契約締結と同時に手付として金　　　　　円を支払うものとする。本手付金は、売買代金支払いの際に無利息にて売買代金に充当する。

第３条（許可申請）

甲は、乙が本件土地の所有権を取得するために必要となる農地法第３条の許可申請手続を本契約締結後速やかに行う。

2．甲と乙は、前項の許可手続に協力する義務を負う。

3．甲又は乙は、第１項に定める許可申請手続について必要な準備を行った上で、相手方に対し、許可申請協力を請求したにもかかわらず、遅滞なく相手方がこれに応じない場合は、直ちに本契約を解除することができる。

第４条（不許可決定の場合）

前条の許可申請に対し、不許可処分が確定した場合は、甲、乙いずれからも本契約を解除することができる。契約が解除された場合は、甲は第２条によって受領した手付金を乙に返還しなければならない。

第５条（残代金の支払い）

乙は甲に対し、農地法第３条の許可取得日から○日以内に残代金を支払う。

第６条（所有権移転登記）

甲は、乙に対し、前条に定める残代金の支払いと引き換えに、本件農地につき、所有権移転登記手続を行うとともに、本件農地を引き渡す。

2．甲は、前項の所有権移転登記手続に関する費用を負担する。

第７条（公租公課の負担）

本件農地に対する公租公課は、本件農地の引渡日までの分を甲の負担とし、その翌日以降の分を乙の負担とする。

第８条（誠実協議）

甲及び乙は、誠実にこの契約各条項を履行するものとし、この契約に定めのない事項が生じたとき、及びこの契約各事項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議解決するものとする。

第９条（管轄裁判所）

前条の協議にもかかわらず生じた本契約に関する紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記のとおり契約が成立したことを証し、本書２通を作成し、各自記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲：住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

乙：住所

氏名　　　　　　　　　　　　印